

## 仮名処理基準等一覧表

	最高裁判ホームページ	裁判所時報	裁判集	判例集
仮名処理の範囲	<p>① 主文 ② 理由 ※当事者の表示部分及び理由書部分は掲載されない。</p>	<p>① 当事者(住所、代理人は掲載されない。) ② 主文 ③ 理由 ※理由書部分は掲載されない。</p>	<p>① 当事者の表示(代理人を含む。) ※当事者の住所、本籍、本店所在地等は調査官の仮名処理指示がなくとも省略される。 ② 主文 ③ 理由 ④ 理由書 ※1、2審判決は不掲載。参照のため例外的に掲載する場合は、掲載する1、2審判決(全文又は抄録)も仮名処理の対象範囲となる。</p>	<p>① 当事者 ※住所は不掲載。代理人が複数の場合は「ほか〇名」と掲載される。 ② 主文 ③ 理由 ④ 理由書 ⑤ 1、2審判決 ※1、2審判決が民間法律雑誌に掲載されている場合、①長文にわたらときや②仮名処理の負担が大きいときに、判例委員会の了解を得て掲載を省略することがある。</p>
仮名処理の対象			<p>① 個人名 ② 法人名 ③ 通称、通名、芸名、雅号 ④ 地名 ⑤ 生年月日、死亡年月日 ⑥ 電話番号等</p>	
仮名処理基準	<p>1 閲覧等制限決定又は公開停止決定の対象となった事項 2 個人名 次の個人名は仮名とする(当事者でない裁判官及び検察官並びに代理人弁護士は、仮名にしない。) ① 当事者 ② 法定代理人である親権者、後見人、補佐人、保佐人、補助人、簡裁の許可代理人 ③ 第三者 ④ 法人や公的機関の代表者 ⑤ 通称、通名、芸名、雅号 3 法人名 国及び地方公共団体その他公法人を除き、その公開により個人を推知又は特定できる場合は仮名とする。 4 地名 個人の本籍、住所、犯行場所等は仮名とする。</p> <p>ただし、上記2~4について、仮名にすることによって判例の正確な理解が困難になるような場合は、この限りでない。</p>	<p>【基本方針】 閲覧等制限決定又は公開停止決定の対象となった事項は、仮名処理をする。 名前、プライバシー等の保護の観点から仮名処理が相当と認められる場合は、個人名について仮名処理をする。 法人名や地名についても、その公開により当該個人を推知又は特定できる場合は仮名処理をする。 仮名処理をすることにより判決等の正確な理解に支障がある場合は、支障がない限度で仮名処理をする。 1、2審の判決及び理由書については、必要に応じ、仮名処理に代えて、事件関係者の名前、プライバシー等にかかる記載のある当該面の全部又は一部を掲載しない措置も考慮する。</p> <p>【仮名処理基準】 1 閲覧等制限決定又は公開停止決定の対象となった事項 2 名前、プライバシー等の保護の観点から仮名処理をすることが相当と認められる者及びその関係者 例(1) 既往症、出生の秘密、私生活上の秘密などが記載されている者及び関係者 (2) 性的犯罪、セクシュアルハラスメント等の被害者、加害者及びその関係者 (3) 特に残虐、獣奇的又は不名誉な態様により死傷した者及びその関係者 (4) 受刑者、被告人、被疑者及びその関係者(国外において訴追等されている者を含む。) (5) 重大な犯罪を犯した事実等に関する事件の当事者及びその関係者 3 未成年者(当審裁判時に成年に達している場合も仮名とする。) 4 家事抗告事件の当事者及びその関係者 5 人事訴訟事件及び実質的にこれと同視できる民事訴訟事件の当事者及びその関係者 6 1、2審において特に氏名、名称等を公表しない措置がとられた者 7 その他、特に仮名処理することが相当と認められる者</p>		
仮名処理の指示方法	掲載指示書に記載する。		<p>原則として、月2回の選別段階で選別時仮名処理連絡票に記載する。最終的には調査官研究会において決定される。</p>	<p>原則として、月2回の選別段階で選別時仮名処理連絡票に記載する。最終的には判例委員会において決定される。</p>
仮名処理の方法	<p>1 氏名、名称 当事者についてはX、Y、Zを使用する。当事者以外の者はA、B、Cによる。A、B、Cを使用することが相当でない場合には、これに代えてa、b、cを用いる。</p> <p>2 地名 都道府県及び市郡(東京都特別区は区まで)を記載し、それより小さい行政区画及び地番等は人名の符号と異なる適宜の符号を使用するか、又は「(住所省略)」と記載する。</p> <p>3 プライバシーの保護が特に必要とされる事件については、生年月日又は死亡年月日のうち、年月日又は月日を「▲」で表示する。</p> <p>4 記号を付す順番 当事者(同じ立場の当事者が複数いる場合)及び当事者以外の者のいずれについても、当審裁判書の判文の順に従って、機械的に、X1、X2…(当事者)又はA、B、C…(当事者以外の者)と付する。なお、判示事項中には、できるだけ記号を用いない。記号を用いる場合は、判文中の記号を用いる。</p>	<p>1~3について、ホームページの場合と同じ。</p> <p>4 判文と事項・要旨における記号を付す順番 当事者については、当審裁判書の当事者目録の順序に従い、X1、X2…と記号を付し、その記号を事項・要旨にも用いる。当事者以外の者については判文に現れる順に機械的にA、B、C…と付するが、当事者以外の者を表す記号(A、B、C)が事項・要旨に用いられる場合には、判文に現れる順番ではなく、事項・要旨に現れる順に従ってA、B、C…と付し、これをそのまま判文にも用いる。 (判文において、甲、乙、丙を用いて法理が記載されている場合には、例外的に、事項・要旨を甲、乙、丙で表示することも考えられる。)</p>		